

# 第16回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年12月3日（木） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

＝ 「前文」、「町民」、「総則」、「住民投票」について、検討、協議を行った。

#### (1) 「前文」について

##### 【 主な意見 】

##### <委員長>

＝ 前文については、前回は、事務局が作成した修正版を基に検討した。今回は、前回の意見を反映させたものについて検討したい。

（※ 細かな表現等について意見あり。）

今回の意見を踏まえ、事務局にさらに修正してもらい、次回最終検討したい。

#### (2) 「町民」について

##### 【 主な意見 】

≫ 第11条第2項の「町民は、・・・その発言や行動に責任を持つように努める」の「責任」という部分が、町民としては重責のように感じるのではないか。

##### <委員長>

＝ 当然のことであるということであれば、文言を削ることもできる。

≫ しかし、「まちづくりに参画する場合には、」と明記しており、そう

いった場合には、言動に責任を持つことは大切だと思う。

≫ 責任を持ちたくないということではないが、文字になると、何か重たい感じがする。

<事務局>

= 「議会」、「議員」、「町長」、「職員」、「行政」の条文では、「責務」という文言を使用している。これは、「それぞれの立場で、それぞれの責務を果たすことが当然である」という理由からそうしている。ただし、「町民」の条文では、「町民に責務としてまで求めるのか」という観点から、素々案では、「町民のまちづくりへの姿勢」、つまり、基本姿勢という表現を用いている。

≫ 北栄町の条例では、「責任を持つ」という、より厳しい条文となっている。

<委員長>

= 言動に責任を持つこととは別に、「町民は、参画しないことによって不利益を受けない」という条文を盛り込むこともできる。町民参画は、あくまでもボランティア的な行動、自主的なもので、任意なものであるという考え方が基になっている。

第 11 条第 2 項は、とりあえず保留し、次回検討する。

第 12 条の「自主的な活動に取り組む権利」は、コミュニティにテーマコミュニティを含めた関係上、削除した方が良いと思う。

### (3) 「総則」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 第 1 条と第 2 条については、基本的な事項であるので修正の必要はないと思う。(=承認)

第 3 条の「まちの目標」は、前文との整合性を図る必要がある。前文にしっかりとまちの目標、つまり、まちのあるべき姿を盛り込み、第 3 条は削除するということもできるし、逆に、前文を簡略にして、第 3 条でしっかりとまちの目標を文章化することもできる。

≫ 前文は簡略で分かりやすい方がいいと思う。

<委員長>

= では、前文のまちのあるべき姿をより具体化させるものとして、「まちの目標」を置くということにしたい。条文内容については、例えば、「福祉」、「交流」、「自然との調和」、「産業」など、ある程度、分野毎にし、前文と整合性をとった表現にした方が良いと思う。

文章化については、事務局に作成をお願いし、次回検討したい。

#### (4) 「住民投票」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 住民投票の条文の「まちづくりに関する」という表現を「町政全体に関する」に修正した方が良いと思う。今まで、「住民投票の実施は、町全体に関することであるべき」という議論がされてきたからである。

署名要件については、「1/3」と「1/4」とで意見が割れ、「1/4」という仮決定をしていたが、最終検討をしたい。「1/4」ということで議会の意見を伺ってみることもできるが。

<事務局>

= 議会が意見を出すというよりは、根拠を求めてくると思う。「なぜ1/4なのか。なぜ1/3なのか。」という根拠がしっかりしていれば、それを説明すれば良いと思っている。

<委員長>

= 「1/4」の根拠は、「住民投票の成立要件が1/2以上で、仮に住民投票が実施された時に、住民投票が成立する1/2の人が投票したとすると、1/2の半分ずつ、つまり、可否のそれぞれの票が1/4となるので、実施する価値がある。」というものだった。

しかし、「議会や首長の解散、解職の請求」と同様の条件の「1/3」の方が根拠がしっかりしていて説明もしやすいし、議会としても合意が得られやすい数であることは確かだと思う。

その点を踏まえて、次回最終検討したい。

#### 4. その他

## ■ 条例名称について

### 【 主な意見 】

#### <委員長>

＝ 条例の名称については、最高規範であるということから、正式名称としては、やはり「自治基本条例」とした方が良いと思う。(＝承認)

ただ、啓発的な意味合いとして、なじみやすい名称を別に愛称として設けることもできる。

#### <事務局>

＝ 確かに、啓発を行う意味では良い手法だとも考えているが、検討させていただきたい。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

- ① 「前文」について
- ② 「町民」について
- ③ 「総則」について
- ④ 「住民投票」について

## 5. 閉 会

以 上。